



守口市

消費生活センター くらしナビ

<市広報 平成30年3月号>

～電動アシスト自転車と類似した ペダル付電動2輪車に要注意～

事例
1

アクセル走行できる電動自転車を購入。取扱説明書を見ると、公道では走れない自転車であることがわかった。



事例
2

購入した電動自転車が急発した為
転倒し怪我をした。



解説

インターネット通販等で、外観が電動アシスト自転車と類似したペダル付電動2輪車が「電動自転車」などの名称で販売されています。

ペダル付き電動2輪車の中で、モーターのみでも走行するなどの機能を有したものは、ペダルを用いて人の力のみで走行する場合であっても、自転車とはみなされず、「原動機付自転車」とみなされます。原動機付自転車は、道路運送車両の保安基準で義務付けられている保安部品等を備えていなければ公道走行することはできません。なお、運転免許の取得はもちろんのこと、ナンバーの取得・表示等の義務もあります。

また、警察庁、国民生活センターから、アシスト比率が道路交通法の基準に適合していない「電動アシスト自転車」と称する製品が公表されています。道路交通法の基準に適合していないものは、たとえペダルを用いて人の力のみによって走行するとしても原動機付自転車とみなされ、自転車として公道を走行してはいけないうものになります。道路交通法の基準に適合していない電動アシスト自転車で道路を走行すると法令違反のおそれがあることに加え、急発進や急加速の原因になるほか、不意に強いアシスト力が加わることでバランスを崩すなど危険です。道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車に乗るのはやめましょう。

購入に際しては、型式認定のTSマーク(*)を目安にするなど、道路交通法の基準に適合しているかをよく確認し、公道走行が可能か慎重に確認しましょう。

(*)電動アシスト自転車として道路交通法等に規定されている基準に適合した自転車として国家公安委員会から認定を受けたものに添付できるマークです。型式認定を受けることは任意です。

イラスト：消費者庁イラスト集より

相談専用電話 6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時30分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）